

5 中国が示唆する米中貿易摩擦の問題点とその影響

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

大阪でのG20において、米中通商協議は再開されることが決まったが、大筋の合意までの道のりはまだまだ遠いと思われる。ムニューシン財務長官は話し合いの9割は済んでいるとしているが、妥結には一段の協議が必要である。今後の交渉における主な争点を列挙するならば、まず第1に、米国が段階的に進めようとしている追加関税の撤廃を、中国が望むように一挙に廃止できるかどうか、が挙げられる。第2は、米国が強く要求する知的財産権侵害、技術移転強要、及び国有企業への補助金支出などの改善を中国がそのまま認めるかどうか、である。第3としては、中国が約束したことを着実に実行することを促すメカニズムを導入できるかどうか、が考えられる。こうした課題に米中両国が妥協を見い出せない限り、米中貿易摩擦の終結は難しいと思われる。

1. G20で見た米中通商交渉の行方

1.1. 追加関税を先送り

2019年6月29日、習近平主席とトランプ大統領は大阪でのG20において会談を行い、今後の米中貿易摩擦について意見を交換した。トランプ大統領は互いの関税の引き上げで大きな打撃を受けているのは中国だとして、米国の主張を変えないとの姿勢を示していた。習近平主席は、5月10日以降の交渉

の継続に待ったをかけていたものの、このG20を契機に米国との交渉を再開することに合意した。

両国のトップ会談において、引き続き交渉を継続することを確認し、中断したところから協議を再開することが確定した。トランプ大統領は、少なくとも当座は中国に対する関税を引き上げないとし、第4弾目の約3,000億ドルの追加関税を先送りすることを表明した。また、中国側から求められていた懸案のファーウェイに対する米国製品の供給禁止措置については、汎用品については取引を続けても構わないとし、安全保障上のリスクがない製品の禁輸措置の解除を示唆した。

このファーウェイに対するトランプ大統領の譲歩は直ちに議会からの反発の声が上がった。これに対して、大統領のアドバイザー役であるピーター・ナバロ通商製造政策局長は、依然として輸出許可が必要なエンティティリストに掲載されおり、ファーウェイに対する基本的な姿勢は変わっていないとした。

G20での米中首脳会談により、米中通商交渉は5月10日以前の段階まで戻るようになった。米中両国の交渉担当者らは、G20の前後において活発に電話等での連絡を取り合い、次の会合の日程等について話し合っていたようだ。実際に、7月9日には電話にてライトハイザー米国通商代表部（USTR）代表と劉鶴副首相などが協議したことが報じられている（G20以降の初めての対面での米中協議は7月30日に北京で実施）。トランプ政権によれば、既に交渉の9割は終わっているとのことであるが、協議の完全な終結の道筋が見えたわけではなく、150ページ7章に達する米中貿易協定の大筋合意にはもう一段の進展が必要である。

1.2. 長引く米中通商交渉

トランプ大統領は2017年に就任して以来、中国に対して貿易赤字の削減、技術移転の強要や知的財産権の侵害に関する改善を求めてきた。この結果、米国は通商法301条に基づき、中国の不公正貿易慣行に対して、2018年7月には第1弾目、8月には第2弾目の追加関税措置を実施。両方合わせて500億ドル

の輸入額に25%の追加関税を課した。9月には、中国からの2,000億ドル相当の輸入品に第3弾目にあたる10%の追加関税措置を適用した。

米国は対中交渉が進展しなければ第3弾目の品目に対して2019年1月1日から関税を25%も引き上げることを表明していた。ところが、米中両国は2018年12月1日、アルゼンチンのG20においてこれを取りやめ、次の制裁までに3か月間（90日）の猶予期間を設けることに合意した。すなわち、第3弾目の品目に25%の追加関税が賦課されるかどうかの交渉期限は2019年の3月2日まで延期されることになった。

その後、トランプ大統領は中国との通商交渉において、知的財産権、技術移転、農業、外国為替などの問題で重要な進展があったとして、2月24日のツイートで3月2日の追加関税の25%への引き上げを延期する考えを示した。これを受けて、USTRは3月9日、25%への引き上げ期限を明示しないままで延期する旨を公示した。

その後、3月～4月にかけて話し合いが進む中、トランプ大統領は突然5月5日のツイッターで、5月10日に第3弾目の品目に25%の関税を賦課するとともに、第4弾目として残りの3,000億ドル相当の中国からの輸入に25%の関税を課すことを表明した。この背景として、トランプ政権は中国がこれまでの通商交渉で一旦は合意した内容を反故にする動きがあったことを示唆した。

米国と中国の両政府は5月9日～10日にかけてワシントンにて交渉を重ねたが、合意できず第3弾目の品目に対する25%の追加関税は実行された。このため、米中両国の通商交渉は5月10日から中断していたが、前述の通り、6月29日の大阪での米中首脳会談において話し合いを再開することになった。これに伴い、第4弾目の追加関税は先送りされることになった。

今後の話し合いが進展し、例え今回の米中貿易摩擦が一時的に休戦したとしても、それは米中の政治経済的な覇権争いの1つの断面に過ぎず、これからも両国の衝突が繰り返されることが予想される。

1.3. 米中の今後の政局や政策への影響

トランプ大統領にとって、米中貿易戦争の帰趨は次の大統領選の勝敗に直

結する。これ以外のトランプ大統領の懸案事項として、貿易・財政赤字の縮小や金利緩和策への転換などの国内問題に加えて、新NAFTA（USMCA）の批准、日米・米欧通商交渉、メキシコとの国境の壁問題、イラン問題、米朝会談、エアバス補助金での米欧貿易摩擦、などが挙げられる。こうした案件の中でも、米中貿易摩擦は米国の産業界や消費者に限らず世界経済全体を巻き込む広範な影響力を持つ点で、注目を浴びる 이슈である。

この意味で、トランプ大統領としては、何としても次の大統領選がスタートする2020年までに、米中貿易摩擦にひとまずは決着をつけておきたいところである。しかも、USMCAのように、米国の中小の製造業の利益に資するような形で終結することが重要になる。つまり、中国からの輸入製品をできるだけ抑制し、国内の製造業の役割と貢献を復権させることがポイントになる。

大統領選で再選されるという目標に向かって、トランプ大統領は優先順位の高い問題から次々に解決していかなければならない。つまり、イラン問題のような長期化するものではなく、短期の勝利を確実にものにする課題に集中的に取り組む必要がある。

この点で、中国政府は政治的にはトランプ大統領ほど短期的な成果は必要ないかもしれないが、米中貿易摩擦の影響が国内経済や海外との貿易投資に色濃く出始めている。もしも、このまま長期にわたって中国製品に対する追加関税が賦課され続けるならば、中国の経済成長そのものが大きな軌道修正を余儀なくされる。中国もまた、米中貿易摩擦をひとまずは休戦に持ち込む必要に迫られている。

こうした米中間の貿易摩擦の高まりは、中国の外交姿勢に変化をもたらしている。これは、中国の米国向けの貿易投資の代替先を確保するためだけでなく、できるだけ米国以外の国との経済外交のパイプを太くし、米国への対抗力を強めようとする動きに他ならない。

例えば、中国は日中韓3か国間での政治経済関係を改善し、「日中韓域内や第3国での経済協力」に少しでも日本と韓国を巻き込むことにより、アジアにおける影響力の維持拡大を図る姿勢を見せている。中国の日本や韓国と

の経済協力に対する姿勢は真に意欲的であり、米国との長期戦に備えた戦術が見え隠れする。

さらには、習近平主席は「一帯一路構想」などを通じて、アジアだけでなく欧州やアフリカへの経済協力や援助を拡充し、中国の影響力の浸透を図る戦略を推し進めている。米中貿易摩擦は、こうした中国の対外姿勢をさらに強める方向に向かわせることになると思われる。

2. 中国の視点から見た米中貿易戦争

2.1. トランプ政権は厳しい条件を要求

トランプ大統領は2019年3月2日、第3段目の品目を対象にした25%の追加関税措置を延期し、米中貿易交渉の進展を促したものの、5月に入って直ぐに追加関税措置の実施を表明するなど、この間の協議は前進しなかった。この理由として、米国は中国側が交渉で一旦は約束していたことを反故にしたからだと主張した。

また、米国は、貿易不均衡や技術移転の強要の是正、サイバー攻撃などによる知的財産権の侵害への対応、国有企業への補助金の削減、国境を越えたデータの自由な移動の保証やデータセンターの現地化要求の禁止、外国資本に対する中国の市場開放、等を要求している。

中国はこれを受けて、2018年7月には「外商投資参入ネガティブリスト」を改訂し、農業、エネルギー、銀行、自動車などの分野における外資出資比率制限を撤廃・緩和した。さらに、2019年3月には技術移転に関する法規を改正し、「契約の有効期間内に改良した技術は改良した側に帰属する」との条項を削除。また、「技術移転協議書の期間は一般的に10年を超えない」、及び「技術移転協議書の期間満了後も技術譲受側は当該技術を引き続き使用する権利を有する」という条項も削除した。

こうした米国の要求に応える中国の姿勢にもかかわらず、米国はそれが確実に実行されるかどうか疑念を抱いたようである。2019年4月4日付のフィナンシャル・タイムズ紙は、既に米中貿易交渉はこの段階でほとんどの分野

で合意に達していたが、依然として2つの問題が残っていると報じた。その1つは、中国側が直ちに全廃を望む追加関税の取り扱いで米国側はその一部を残したいと考えていることであり、2つ目は、トランプ政権は中国が約束したことを確実に実施するようなメカニズムを設けたい、と主張していることであった。

1つ目の問題では、米国は、中国が着実に約束を実行しているかどうかを確かめながら追加関税を段階的に撤廃していきたいと考えており、長くプレッシャーを与え続けることを狙っている。また、2つ目の問題では、米国には中国側の約束の実施に根強い不信感があり、もしも将来的においても中国の約束違反があった場合には、米国が一方的に関税を賦課できることを主張。しかも、ライトハイザーUSTR代表は、米国の追加関税に対して中国は関税の引き上げという報復措置を取る権利を持たず、WTOへ提訴することも認めないことを強く求めたようだ。そして、米国は中国に対して貿易協定を成文化するよう要求したものの、中国は拒否していると伝えられる。こうした米国の要求は、中国にとってみれば、米中貿易摩擦の対応で主権を認められないということに等しいと言わざるを得ず、到底受け入れられない提案であった。

2.2. 中国が白書を公表し米国に反論

中国政府は6月2日、「中米経済貿易協議に関する中国側の立場」と題する白書を公表した。これは、米国が5月10日の米中貿易交渉の決裂に関して、その原因は中国の合意反故にあると主張していることに対する反論にもなっている。

中国政府の立場としては、これまでに中国による知的財産権の侵害や技術移転の強要といった米国の主張に根拠はないものの、これまで10数回に達する米中貿易協議に真摯に向き合ってきており、むしろこれまでの交渉における前言を撤回したのは米国側だと指摘している。

基本的に、中国は米中経済貿易関係を補完的でウイン・ウインの関係であると認識しており、追加関税の付加という一方的な手段で相手にプレッ

シャーを与えるやり方は、信頼関係を損ねると主張する。白書では最後に、中国側に知的財産権の侵害などの非難される落ち度はないものの、米中両国や世界経済の安定的な成長のために、建設的で互恵的な関係の対話と交渉を望んでいることを表明している。

白書は米中経済関係を補完的であるとし、両国の経済緊密度は高まっており、ウイン・ウインの関係にあることを強調。つまりは、米中貿易では米国が一方的に損であるとするトランプ政権の考え方を真っ向から否定している。

そして、相互の追加関税の賦課は米国以外の国だけでなく、米国そのものの経済に悪影響をもたらすと主張する。まず、追加関税は米国の生産コストの上昇につながり、国内の物価を引き上げる。次いで、輸入の減少で関連産業の生産や雇用を減らし、生産コスト増によって輸出も鈍化させる。つまりは、最終的には米国の経済成長も鈍化し、世界経済に悪影響をもたらす。実際に、世界銀行やIMFの米中貿易摩擦で世界経済は下方圧力を受けるとの予測を出している。

企業レベルにおいては、多国籍企業を中心にサプライチェーンの再編を余儀なくされる。これは、中国企業が追加関税を逃れるためベトナムなどへの投資を拡大したり、日本企業が中国から撤退し、ASEANへ工場を移転する動き（チャイナ+1）につながっている。米国企業も例外ではなく、これまでの中国への過度な生産依存を見直し、中国以外の国への製造委託（アウトソーシング）の多角化が進んでいる。これに関連して、米国政府によるファーウェイに対する米国製品の供給を抑制する動きに対しても、白書では反対の姿勢を見せている。

一方、白書はこれまでの米中貿易交渉で合意した内容を覆したのは米国だとの主張を盛り込んだ。その1つとして、2018年2月の当初の米中貿易交渉では、貿易不均衡がテーマであり、中国の農産物とエネルギー製品の輸入拡大を主体とした対応・対策でまとまりかけていた。しかし、3月に提出された301条調査の報告書により、知的財産権の侵害と技術移転の強要に問題がすり替わってしまい、米国はその後に一方的に追加関税を賦課するに至った、

と指摘している。

第2に、2018年5月19日の段階で、米中貿易交渉は一旦合意に達し、ムニューシン財務長官の追加関税の付加はストップすることになるとの発言につながった。しかしながら、その舌の根の乾かぬうちに、米国は5月29日に追加関税の発動を表明し、その後は7月～9月にかけて3度の関税引き上げが行われるに至った。

第3に、2018年12月のアルゼンチンでのG20で米中両首脳が追加関税賦課の猶予に合意して以来、2019年5月までの交渉がまとまらないのは、中国側が合意を反故にしたためとする米国の主張に真っ向から反論している。この間において、米国は交渉の度に要求をエスカレートし、先のファイナンシャル・タイムズ紙の記事のように、中国の国家主権を脅かす条件を要求。米国はこの交渉の後退の原因は中国にあると非難したが、逆に中国は無理難題の条件を盾に迫った米国のせいであるとしている。

白書では中国の知的財産権の侵害や技術移転の強要には根拠がなく、米中貿易交渉が進展しないのは米国による一方的な交渉条件の引き上げにあり、それは中国の国家主権を脅かすものであると指摘する。白書では特に何が国家主権を脅かしているのかを明らかにしてはいないが、一般的には知的財産権の侵害や国有企業への補助金問題などの改善に関する強硬なトランプ政権の要求を指していると考えられている。また、ファイナンシャル・タイムズ紙が指摘するように、「中国が約束したことを着実に実行することを促すメカニズム」の導入が、それに相当するのではないかと思われる。

このようにトランプ政権の強硬な要求に反発する一方で、中国は大原則の問題では絶対に譲歩しないとしながらも、互いの利益のバランスや協力関係の樹立の重要性を主張することで、今後の交渉に対する期待感を表している。

3. 米中貿易摩擦の進展

3.1. 201条や232条に基づく制裁関税を発動

トランプ大統領は国内投資の拡大と貿易赤字の削減のために、就任早々

においてオリジナルのTPP（環太平洋パートナーシップ協定）から離脱し、NAFTA（北米自由貿易協定）の見直しを進めた。NAFTAの再交渉は米墨間では2018年の8月末、米加間では9月末に合意に達し、新NAFTAはUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）と名付けられた。

トランプ政権は、さらにアンチダンピング関税措置（AD）や補助金に対する相殺関税措置（CVD）を多発するとともに、米国通商関連の201条や232条、及び301条の運用を厳格に実施している。アンチダンピング関税措置や相殺関税措置においては、元々米国の発動件数は世界でもトップを争うほど多い。トランプ政権でも、政権発足から1年間で84件の調査が開始されており、前年比で59%も件数が増加した。

通商法201条関連では、トランプ大統領は2018年1月、洗濯機と太陽光パネルに輸入関税をかける大統領令に署名した。米通商法201条に基づく緊急輸入制限（セーフガード）発動はトランプ政権で初めてとなる。太陽光発電パネルのセーフガード措置の発動期間は4年間で、2018年2月7日から適用された。税率は1年目が30%で、それ以降は毎年5ポイントずつ引き下げられ4年目に15%となる。中国や韓国の製品が主な対象である。

さらに、トランプ大統領は2018年3月23日に米国の安全保障を損なう恐れがあるとの判断から、1962年通商拡大法232条に基づき鉄鋼とアルミ製品にそれぞれ25%と10%の制裁関税を発動した。これを受けて、中国の商務部は4月2日、232条の対抗措置として、果物やワインなどの合計128品目に対して15%～25%の追加関税の賦課を表明した。

この232条の制裁措置の適用除外国（カナダ、メキシコ、オーストラリア、アルゼンチン、韓国、ブラジル、EU）の中で、EUとともに、カナダ・メキシコについてはNAFTA再交渉などを後押しするため、追加関税は5月末まで延長された。しかし、これらの国への制裁免除の延長が切れたため、米国は6月1日より制裁を発動した。これに対抗するため、欧州委員会は6月22日に対米制裁措置を適用し、EUとしてWTOに通告している対象リスト掲載の品目の内、まずは28億ユーロ相当について追加関税を課すことにした。また、カナダ政府は、米国への報復措置として、米国から輸入される鉄鋼や

アルミニウム製品、その他の品目など計166億カナダ・ドル（約1兆3,944億円）相当に上る関税を7月1日から課すことを発表した。

一方、米商務省は2018年5月23日、自動車と同部品を対象に、232条に基づく安全保障調査を開始することを表明した。調査報告書の提出期限は2019年2月17日であり、提出後に実施するかどうかを判断する期限は5月18日であった。自動車への232条の適用調査は、本来はNAFTA再交渉の駆引きに使うことを目的としていたが、その影響はカナダ・メキシコに止まらず、EUや日本にも多大なインパクトを及ぼすと思われる。その後に関かれた公聴会では自動車・同部品への232条の適用には圧倒的に反対の声が多かった。

事態を重く見たEUは米国との貿易摩擦解消の交渉を2018年7月末に実施し、米欧通商交渉が適切に進んでいる間は232条による自動車・同部品への関税は課さないという合意を得ることに成功した。また、米国と日本との通商交渉が9月に行われ、やはりEUと同様に、交渉期間中は自動車への232条の適用は行われなかったことになった。しかしながら、トランプ政権は依然として自動車・同部品のカードを捨てる気配を見せておらず、通商交渉の行方次第では、日本とEUに対する将来の適用があり得なくはない。こうした中で、トランプ大統領は2019年5月17日、232条に基づく自動車・同部品への追加関税措置の決定を最長で180日（11月13日まで）も延長することを表明した。これにより、日本とEUはトランプ大統領から同期間内での交渉の早期合意の圧力を受け続けることになった。

また、NAFTA再交渉は2018年9月末に妥結したので、米国はカナダとメキシコからの自動車・同部品の輸入に対しては、サイドレターにより、232条に基づき自動車・部品へ追加関税を賦課したとしても、原産地規則を満たすならば、乗用車は260万台まで、ライトトラックは台数制限なしで無税とすることを約束した。自動車部品については、メキシコとは対米輸入額1,080億ドルまで、カナダとは324億ドルまで無税とすることで合意した。

もしも、232条の自動車・同部品への適用が発動されれば、日欧やカナダ・メキシコの4か国・地域以外において、米国の乗用車・ライトトラックの輸入が多い国は韓国や中国で、自動車部品については中国や韓国、タイ、

台湾、インドであり、これらの国からの輸入に与える影響は大きいと考えられる。

3.2. 知的財産権で不公正貿易慣行を指摘

トランプ大統領は2018年3月22日、外国による不公正な貿易慣行として中国の知的財産権問題等を指摘し、1974年通商法301条に基づき、中国への制裁措置の発動を命ずる大統領覚書に署名した。この背景として、中国が在中米国子会社に技術移転を要求し、外資に対してデータセンターの設置を求めするなど、中国における米企業の活動への規制を挙げることができる。その規制の中には、外資資本比率の制限や調達に係る差別、不透明で裁量的な許認可の行政プロセスや合併事業の強制、国有企業への補助金の交付、なども含まれる。

米中ビジネス評議会（USCBC）のアンケート調査によれば、19%の米国企業が中国事業で技術移転を要求されたと回答しており、その67%が提携相手の中国企業から、33%が中央政府機関、25%が地方政府機関からの要求であったとのことである。

USTRは、中国が外国から輸入される技術を差別し不利な扱いをする契約条件を強制的に課していると主張。また、中国の米国企業の買収に関しては、中国政府が産業政策に基づき中国企業による米国技術の獲得や米国企業の買収を支援しているとした。これを受けて、トランプ大統領は中国企業による米ハイテク技術獲得に対しては、対米外国投資委員会（CFIUS）の役割を強化する方向で対応することを表明した。

3.3. 激化する米中貿易摩擦

USTRは2018年4月3日、国家安全保障の観点から通商法301条に基づき中国からの輸入品に追加関税を賦課する品目リストを公表。リストには約1,300品目が掲載されており、追加関税の税率は一律25%に設定された。品目リストには、半導体、農業機械、機械・産業用ロボット、医療用品・医療機器、航空・宇宙機器など幅広い製品がリストアップされた。一方、中国は

4月4日、米国への対抗措置として大豆などの農産品、自動車、化学品、航空機など106品目に対し25%の追加関税を課すことを発表した。

通商法301条に基づく米国の中国製品への関税賦課に関しては、5月中旬における米中間の話し合いが進み、米国の中国への農産品とエネルギー輸出の拡大で両国は一定の合意に達した。これを受けて、ムニューシン財務長官は5月19日、通商法301条に基づく対中関税賦課を保留するとの発言を行い、301条の発動は当面見合わせることになるものと思われた。それにもかかわらず、トランプ政権は5月29日、通商法301条に基づく対中関税賦課の最終的な対象品目リストを6月15日に公表し、7月から25%の関税を賦課することを表明した。

6月15日のリスト公表を受けて、米国政府は301条に基づき、7月6日以降に通関した中国製品を対象に、25%の追加関税の第1弾目の賦課を開始した。対象品目は、USTRが6月15日に公表した818品目（対中輸入額340億ドル相当）で、輸入額が大きい品目は、乗用車や磁気ディスクドライブなどのストレージ、液体ポンプ部品、プリンター用部品などであった。

さらに、トランプ大統領は7月5日、既にUSTRが6月15日に公表済みであった284品目（160億ドル相当）を対象にした第2弾目の関税賦課を実施することを明らかにした。第2弾目の関税賦課対象品目は、半導体やプラスチック製品などが多く含まれており、8月23日から発動された。

また、USTRは7月10日、301条に基づく第3弾目の追加関税措置として、新たに対中輸入額2,000億ドル相当の関税品目リスト案を公表した。同リストは6,031品目から成っており、トランプ政権は品目確定後、これらの品目の対中輸入に10%の追加関税を課すと表明していたが、その後にトランプ大統領は追加関税を25%に引き上げるように指示を行った。

パブリックコメントの結果、最終的な品目は5,745品目に縮まり、2018年末までは10%の追加関税を続け、中国との交渉で合意に達しなければ、2019年から25%の追加関税を課すことになった。そして、2018年9月24日に第3弾目の10%の追加関税措置が発動された。

こうした中で、米中両国は2018年12月1日のG20での首脳会議で一時的な

休戦に合意し、次の制裁までに3か月間の猶予期間を設けることになった。もしも、2019年の3月2日までに合意に達しなければ、第3弾目の品目に25%の追加関税が賦課されることになった。

第3弾目の追加関税措置の品目の中では、「交換機、ルーターなど」の輸入割合が大きく、2017年の輸入額全体の4.5%を占めた、次いで「携帯用自動データ処理機械などのプリント基板」のシェアは2.3%、「処理装置（電子計算機本体）」は0.9%を占めた。追加措置においては、新たに家具や食料品（魚、肉、乳製品、野菜、果物など）、自動車部品や繊維が含まれるようになったが、携帯やパソコン、衣類・履物、玩具などは対象から外れた。

中国政府は2018年7月6日、米国への対抗措置として追加関税第1回目には340億ドル相当の品目、第2回目には160億ドル相当の品目に対して25%の関税を賦課するとし、その一方でWTOに米国を提訴した。また、第3回目にあたる2,000億ドル相当の追加関税措置については、中国は8月3日、5,207品目の600億ドル相当の米国製品に5～25%の追加関税を課すことを表明した。この追加措置の対象には米国がエネルギー輸出の柱に据える液化天然ガス（LNG）が含まれている。

その後、トランプ大統領は2019年3月2日、一旦は第3弾目の追加関税を先送りした。しかし、一転して5月10日、第3段目の品目を対象とする25%の関税賦課を実施するに至った。この結果、米中通商協議は一時的に中断することになったものの、大阪でのG20の合意により、第4弾目の追加関税を先送りし、交渉を再開することになったのは、前述の通りである。

4. 米中貿易摩擦とアジア太平洋におけるFTA戦略

4.1. 転換期を迎えるアジア太平洋のFTA

トランプ米大統領は2018年1月26日、スイスのダボスで開催されている世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）で演説し、依然としてアメリカ・ファーストの姿勢を続ける考えを示す一方、米国の利益になることを条件に、TPPへの復帰を検討することを表明した。この他に、タイやインド

ネシア、韓国、台湾といったアジア諸国だけでなく、英国やコロンビアも米国抜きのTPP11への参加に関心を示している。

TPP11が2018年12月30日に発効したことにより、日本企業はACFTA（ASEAN中国FTA）やAFTA（ASEAN自由貿易地域）、及びASEAN各国との2国間EPA（経済連携協定）、などの既存のFTAと比較を行い、様々なアジア太平洋のFTAの中で、どのFTAをどの時点で活用するかを判断しなければならない。

TPP11に続いて、日EU・EPAは2019年2月に発効し、日本は日中韓FTA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）などのメガFTAの交渉を行っている。米国はEUとのFTA（TTIP）の交渉を中断しているが、2018年7月には通商協議を行い、2019年から米EU間の通商交渉を開始することで合意した。日米間の通商交渉は、2019年4月から交渉を開始し、早ければ7月末の参議院議員選挙後の8月にも大筋での合意の可能性がある。ただし、米国側は8月の農業での一時的な合意の後に、第2回目の日米通商協議の継続を希望しているようである。

今日では、アジア周辺には色々なFTAがある。その中には、90年代前半から活用されているものとして、ASEAN域内のFTAであるAFTAがあるし、「ASEAN+1」と呼ばれるASEANとその域外1か国とのFTAも存在する。ASEANは現在、中国、韓国、日本、インド、豪・NZとの間でそれぞれ「ASEAN+1」のFTAを締結している。中国はASEANとはもちろんのこと、既にオーストラリアやニュージーランド、韓国、ペルーなどともFTAを締結している。また、カナダ・メキシコは中国とのFTAを検討し始めたようである。

このように、アジア太平洋のFTAを取り巻く環境は大きく変化しており、その活用を効果的に実行できるかどうかは、国際調達におけるコスト削減において、大きな意味を持っている。すなわち、どのFTA/EPAを活用し、どの国からどの国へ物流のルートを決めるかが、今後のグローバル・ビジネスで優位に立つための大きな決定要因になると思われる。

一例として、米中貿易摩擦のリスク回避のためにも、日本企業が中国で

生産し米国向けに輸出している製品を、その一部を他の国へ生産移管をし（チャイナプラス1）、そこから米国や日本に輸出をするというケースが考えられる。生産移管先にはタイとかインドネシア、あるいはベトナムやミャンマーなどが考えられる。タイは既にEUの一般特恵関税制度（GSP）から2015年に卒業しており、将来的には米国との間でもその可能性があるが、当面はGSPを活用して対米輸出を拡大することが可能だ。同様に、インドネシアやフィリピンなどからGSPを利用して対米輸出を行うことが考えられる。

ちなみに、米国のGSPを利用した対米輸出が多いのはインドで、次にタイ、インドネシアが続く。ただし、インドについては、今後は米国のGSPを卒業することが決まっている。ベトナムについては、対米輸出でGSPの対象国でなくても中国や韓国などからの投資が活発化しているが、米国がTPPに復帰した時にはさらに有望な生産移管対象になりうる。

この他に、FTAを利用して米国市場にアクセス可能なサプライチェーンとなりうる国としては、アジア大洋州ではシンガポール、オーストラリア、韓国が挙げられるし、米州大陸では、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、コロンビアが考えられる。米国はこれらの国とFTAを結んでおり、これらの国に進出した日系企業がFTAを活用して米国に低関税で輸出が可能である。

また、TPP11だけでなくRCEPが発効すれば、日本とこれらのFTA域内国との貿易投資障壁が低くなり現地生産につながるし、米国がTPPに復帰するか日米通商交渉（TAG）が締結されれば、日本から米国に低関税で直に輸出が可能になる。RCEPは中国が参加しているので、将来的にはアジア域内のサプライチェーンの拡充を促すことは疑いがない。

4.2. 新NAFTAの成立で対米輸出に変化

新NAFTAの協定の中で、IHNAFTAから変更された最も重要な分野としては、言うまでもなく原産地規則が挙げられる。その中でも、自動車分野で追加・修正された原産地規則は、今後の新NAFTA協定の運用において最も関心を集めている分野である。その自動車の原産地規則では、乗用車や

ライトトラックにおいては、最終的には「2023年1月から」、あるいは「発効から3年後」のいずれか遅い方で75%の域内原産比率の達成が求められている。最も短い場合では、「2020年1月から」、あるいは「発効1年目」のいずれか遅い方で66%の域内原産比率が要求される。さらに、完成車の生産では、鉄鋼・アルミの北米での域内原産比率は70%を満たすことが求められる。

自動車部品の原産地規則の例としては、バンパーやシートベルトのような50%の域内原産比率を満たせばよい場合もあるし、補完部品（Complementary）や主要部品（Principal）では、経過期間を経て最終年では65%や70%の域内原産比率が求められる。そして、自動車の基幹部品（Core）では、最終的には75%の域内原産の割合を満たさなければならない。さらに、完成車の原産地規則として、エンジン、ギアボックス、車体、車軸、サスペンション、のような重要な7つの自動車のコンポーネントの域内原産比率に関しては、1つの固まりと捉えて計算することを要求する条項が盛り込まれた。なお、補完部品や主要部品、及び基幹部品の詳細は、新NAFTA（USMCA）協定の原産地規則（第4章）における自動車の品目別規則の付録（Appendix）に掲載されている。

自動車以外では、TPP11と同様に、化学品の加工工程において、「化学反応、精製、混合および調合、バイオテクノロジー・プロセス」などの特定の工程が加わっていることを要求する基準が導入された。繊維・アパレル製品においては、原産地規則を満たすには、特定の原材料（縫糸、ポケット裏地、ゴムバンド、被覆布等）が北米で生産されていなければならない。化学品を扱う企業にとっては、加工工程基準の導入は原産地規則をクリアする条件が増えることになるため、プラスの材料になる。しかし、繊維・アパレル関連企業にとっては、新たな繊維の加工工程基準が付け加えられたことで、これまで以上に原産地規則を満たすことが難しくなる。

また、USMCAの原産地規則では、時給16ドルの労働者が生産する自動車の割合が発効から段階的に上昇し、2023年1月か発効から3年後には、40%（乗用車）や45%（トラック）を占めることを要求する労働価値比率

(LVC)、という基準の導入が盛り込まれた。自動車工場の平均賃金が16ドル以上であるカナダと米国ではLVCを満たすことは容易だが、平均賃金が3分の1程度のメキシコでは難しい。

LVCを計算するには、平均賃金が時給16ドル以上の北米工場で生産された部品の年間購入額や時給16ドルの条件を満たす組立工場の賃金、が必要である(高賃金材料・製造費用に基づいた計算)。また、北米でR&DやIT(ソフトウェア開発や車両通信など)に携わる労働者の賃金が求められる(高賃金技術関連費用に基づいた計算)。そして、乗用車の生産者が北米に平均賃金が時給16ドル以上のエンジン、トランスミッション又はアドバンス・バッテリーの組立工場を保持又はそのような工場と長期契約を締結していることを証明する必要がある(高賃金組立費用に基づいた計算)。

この中で、「高賃金材料・製造費用」と「高賃金組立費用」で基準を満たすには、メキシコの工場ではその条件をクリアすることは難しいため、できるだけカナダや米国に工場を立地し、そこから調達することが求められる。実質的に、メキシコへの工場移転を封じ込め、米国に生産拠点を移すことを狙ったものと考えられる。

したがって、USMCAが米加墨の議会で承認されれば(メキシコの議会は既に2019年6月に批准)、北米での企業の生産活動は、特に自動車・同部品の分野では、これまでよりアジアや欧州などからグローバルに部材を調達することが難しくなる。その代わりに、北米原産の部材を調達する割合を高めなければならないし、対米投資を促進し米国での現地生産の比率を引き上げざるを得なくなる。これが北米での自動車生産のコストアップにつながることは疑いない。

新NAFTAでは自動車・同部品を中心に原産地規則の基準が厳しくなったものの、同時に、域内原産比率の計算で高水準に引き上げられた付加価値比率の達成を助ける新たなルールが導入された。すなわち、新NAFTAは必ずしも日本企業にネガティブに作用するとは限らないのである。

例えば、USMCAでは域内原産比率の計算で域内産の品目別基準を満たしていれば、非原産材料を使用したとしても、それを100%原産材料とする

ロールアップ基準を認めている。また、TPP11と同様に、域内で行われた「非原産材料の加工に係る価額」、「非原産材料の生産に使用された原産材料の価額」を原産割合の1部として換算することができる完全累積の概念が導入された。それに、デミニマスという規定により、旧NAFTAでは北米域外からの原材料は製品価格の7%までは非原産材料にカウントされなかったが、新NAFTAでは10%まで考慮されないことに変更された。これにより、北米産以外の部材の利用可能性が拡大し、これまでNAFTA税率が適用されなかった製品がUSMCAの低関税率の対象になる可能性を増すことになる。

しかも、USMCAの原産地規則を満たすならば、米国のメキシコとカナダからの乗用車の輸入は260万台まで、ライトトラックの輸入は数量無制限で米通商拡大法232条による追加関税（25%）の対象から外れる。自動車部品については、メキシコからの輸入額は1,080億ドルまで、カナダからの輸入額は324億ドルまで追加関税の対象外となる。つまり、USMCAのサイドレターで約束された232条適用除外の上限を超えなければ、原産地規則を満たしている場合は自動車・同部品の関税は無税、例え満たさなくても乗用車の関税は2.5%で済むことになる。

ここで重要なことは、米国のメキシコとカナダからの対米自動車・同部品輸入における232条の回避枠にまだ余裕があるということである。2017年の米国のカナダとメキシコからの乗用車の輸入台数は180万台前後であるし、自動車部品の輸入出額ではカナダからが178億ドル、メキシコからが495億ドルであった。すなわち、カナダやメキシコの日系自動車関連子会社は、これからも米国のカナダやメキシコからの自動車・同部品の輸入を拡大できる余地があるのだ。それに、デミニマス基準やロールアップ、及び完全累積を活用すれば、北米産以外の部材の活用を増やすことができる。

以上のように、USMCAの原産地規則は複雑であり、個々の業種や品目によってその北米や中国を含むそれ以外の国・地域からの調達戦略が変わってくるので、日本企業は十分にその内容を吟味・分析した上で、サプライチェーンの再編を検討することが必要になる。

4.3. 日本企業の今後のFTAへの対応

米中貿易交渉はこれまでの10数回にわたる協議にも拘らずいまだに合意に達してはいないが、米中両国ともなるべく相手の譲歩を勝ち取り、経済や政治に決定的な打撃を与えない内にひとまずは矛先を収めたいというのが本音である。これは、追加関税により経済の動向に変化が表れている中国だけでなく、攻めの姿勢が顕著である米国においても、このまま合意に達せず長期化するならば、株価の下落に見られるような将来の経済不安につながることは同様である。

トランプ大統領は、少なくとも2020年の大統領選の最中までは良好な景気と雇用環境を持続しなければならず、米中貿易戦争の長期化で経済が不安定化することは絶対に避けなければならない。このため、2019年内に中国の譲歩を勝ち取り、景気悪化の可能性の芽を摘み取る必要がある。

ただし、中国との知的財産権や技術移転の問題に見られるような技術や経済の覇権争いは、今後とも長期にわたって続くことになる。それは、中国の米国企業の買収に対する監視の強化という面でも顕著になっている。米国の保護貿易主義は通商法の適用拡大だけでなく、対米外国投資委員会（CFIUS）による対米投資の監視を強化する動きにもつながっており、米国は貿易と投資の両面で対中封じ込めを狙っている。

米国の保護主義的な通商政策は、中国のこれまでの対日政策の変更につながり、日本企業に対して一帯一路構想と日中経済協力への協力を促している。さらに、TPP11や日EU・EPAに加え、交渉中のRCEPや日中韓FTAを活用することにより、日本企業にアジア太平洋でのサプライチェーンの拡充と広域化をもたらす圧力を与えている。特に、RCEPは中間財の国境を越えた相互調達の回数が多いアジア域内貿易の促進に効果的である。

TPP11（CPTPP）は、先行して批准したメキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6か国で2018年12月30日に発効した。ベトナムは7か国目の批准国であったため、その発効日は2019年1月14日となった。米国が参加しないTPP11はメンバー国にとって魅力が低くなることは仕方がないが、それでも将来のアジア太平洋経済圏の経済統

合に向けて、その第1歩を踏み出したことは疑いない。この他には、日EU・EPAは2019年2月に発効し、RCEPと日中韓FTAは2018年の合意を締めたものの、2019年内の合意を目指している。

したがって、日本企業においては、これらのメガFTAや新NAFTA、米国のGSPなどを活用した広域で最適な調達戦略の構築が不可欠となっているし、中国の一带一路構想や日中韓経済協力の推進を検討することが求められる。ただし、日本企業は、TPP11や日EU・EPAを利用した域内向けの農水産物や加工食品及び機械類などの輸出やサプライチェーンの再編を描きつつあるものの、まだ一带一路構想や日中韓経済協力における具体的な有望分野を明確に定めることが出来ていない。

この意味においても、日中韓経済協力を進めるにあたって、3か国領域内だけでなく、第3国での日中経済協力の可能性を探ることが必要になっている。例えば、エネルギー、環境、産業高度化、物流、太陽光・風力・石炭火力発電、AI、人材育成、食糧問題、ヘルスケア等での連携が有望である。具体例では、中国が海外から受注した高速鉄道車両の部品を日本が提供することや、タイ東部を南北に連結する「東部経済回廊」(EEC)と関連し、日中韓がスマートシティや工業団地の共同開発で連携することが挙げられる。

しかしながら、一带一路構想や日中韓経済協力へ日本企業の参加を促すには、大企業とともに中堅・中小企業に対しても、インフラや環境・エネルギー及びヘルスケアなどのプロジェクト情報を効果的に提供できるかが鍵となる。さらに、日中韓による域内や第3国での経済協力を深化させるには、長期的かつ円滑な実施を展望する日中韓の共同研究が不可欠である。